

諮問庁：資源エネルギー庁長官

諮問日：平成29年4月25日（平成29年（行情）諮問第157号及び同第158号）及び同年6月5日（平成29年（行情）諮問第222号ないし同第224号）

答申日：平成30年3月15日（平成29年度（行情）答申第524号，同第525号及び同第528号ないし同第530号）

事件名：第1回東京電力改革・1F問題委員会の内容を録音したものの不開示決定（不存在）に関する件

第2回東京電力改革・1F問題委員会の内容を録音したものの不開示決定（不存在）に関する件

第3回東京電力改革・1F問題委員会の内容を録音したものの等の一部開示決定に関する件

第4回東京電力改革・1F問題委員会の内容を録音したものの等の一部開示決定に関する件

第5回東京電力改革・1F問題委員会の内容を録音したものの等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる請求文書1ないし請求文書8（以下，併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，以下の文書1ないし文書6につき，これを保有していないとして不開示とし，請求文書6及び請求文書7につき，以下の文書7ないし文書9（以下，文書1ないし文書5と併せて「本件対象文書」という。）を特定し，開示した各決定については，本件対象文書について，文書1ないし文書5を保有していないとしたこと及び文書7ないし文書9を特定したことは，いずれも妥当である。

文書1 東京電力改革・1F問題委員会第1回会合の内容を録音したものの

文書2 第2回東京電力改革・1F問題委員会（2016年10月25日開催）の内容を録音したもの

文書3 東京電力改革・1F問題委員会第3回会合の内容を録音したものの

文書4 東京電力改革・1F問題委員会第4回会合の内容を録音したものの

文書5 東京電力改革・1F問題委員会の第5回ないし第7回の内容を

録音したもの

文書6 東京電力改革・1F問題委員会の第5回及び第6回の顕名の会議内容を記録したもの

文書7 東京電力改革・1F問題委員会（第1回）議事要旨

文書8 東京電力改革・1F問題委員会（第2回）議事要旨

文書9 東京電力改革・1F問題委員会（第3回）議事要旨

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月2日付け20161007公開資第1号及び20161027公開資第1号、同年12月21日付け20161121公開資第3号及び20161122公開資第1号並びに平成29年1月11日付け20161216公開資第1号により資源エネルギー庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った文書1ないし文書5の開示決定（以下、併せて「原処分1」という。）及び文書7ないし文書9の開示決定（以下、併せて「原処分2」という。）について、その取消しを求める。

なお、文書6の開示決定については、審査請求の対象としない。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

ア 公表されている東京電力改革・1F問題委員会（以下「委員会」という。）の議事要旨は、毎回、各委員等の個別の発言をまとめたものと思われる作り方になっている。いずれも会議は2時間近くにわたり行われており、このような会議の内容について、要旨とはいえ、記録を正確に作成するためには、録音物の作成をするのが通常の業務方法である。

議事要旨には発言者名の特定がされていないが、少なくとも、議事要旨とはいえ、委員に内容確認等を行うのが常識的な業務であるため、議事要旨の内容について各委員から問い合わせがあった場合は、それに対応するためにも録音物が不可欠である。

審査請求人が処分庁に電話にて確認をしたところ、会議内容の記録作成を外部に委託し、委託先に録音物があるといったことから不存処分に至ったという事情もないとのことであったので、処分庁において録音物が作成・保有されているはずである。

また、会議の内容の録音物については、仮に職員一人が録音し、議事要旨作成段階でも、それを当該職員一人のみが利用していたとしても、行政文書に該当することは、過去の情報公開・個人情報保護審

査会答申でも判断され、また、同案件で提起された訴訟においても同様に判決されている。（情報公開・個人情報保護審査会平成21年度（行情）答申第157号、情報公開訴訟東京地裁平成17年（行ウ）64号、同384号及び同383号並びに東京高裁平成19年（行コ）120号）

したがって、録音物は通常の業務遂行のあり方からすれば存在していなければならない、当該録音物は行政文書である。

イ 処分庁は、審査請求人の「東京電力改革・1F問題委員会第1回ないし第3回の顕名の会議内容を記録したもの」との開示請求に対し、ウェブサイト上で公表している議事要旨を特定して開示を実施した。しかしながら、議事要旨には発言者名の記録がなく、審査請求人の求める「顕名の会議内容を記録したもの」との要件を満たしていない。そのため、仮に発言者名のない議事要旨しかないのであれば、本件開示請求に対しては「不存在」の処分を行わなければならない、明らかに処分庁は決定を誤っている。

また、処分庁は発言者名のある会議内容を記録したものを特定していないことから、その決定の趣旨は発言者名のある記録を作成していないということであると推測されるが、行政文書の管理に関するガイドライン（以下「行政文書管理ガイドライン」という。）は「審議会等や懇談会等については、法第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、または検証することができるよう、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事の記録を作成するものとする」

（下線は審査請求人による）としており、法令を遵守した行政運営を行っていれば、委員会の議事の記録（以下「議事録」という。）として発言者および発言内容を記録したものが当然に作成されていなければならない。そのため、処分庁が発言者名入りの会議内容の記録を特定し開示等決定を行わなかったことは、明らかに不適法である。

ウ 以上のとおり、本件処分は法の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消し等を求めるため、本審査請求を行った。

（2）意見書

ア 録音物の不存在について

諮問庁は、委員会第1回ないし第7回会合の内容を録音したものについて、「録音物は作成も取得もしておらず保有していないものであり、資源エネルギー庁において議事要旨を録音物を基に作成した

事実もない」と主張している。

公開されている議事要旨は、発言者名が特定されていないもので、かつ箇条書きであるがA4サイズに換算して6ページ程度になるものである。通常、正確を期すために会議内容を録音することが妥当な業務遂行であること、議事要旨であっても発言者に対して内容の確認等を求めるのが通例であり、そのために参照する一次情報として録音物が作成されているべきである。しかしながら、議事要旨について、何を根拠にして作成をしたのかを諮問庁は明らかにせず、ただ録音物を作成していないというのみ主張しているところである。したがって、常識的な業務遂行を考慮して、録音物が存在していなければならない。

また、諮問庁は外部に議事内容の記録を外部委託したか否かを明らかにせずに、審査請求人の主張に係る事実が認められないとしている。議事録の作成に当たり委託をしたのか否かを明らかにし、そのうえで審査請求人の主張について事実が認められないと主張するならまだしも、そのようなことすら説明していないのは、十分な理由説明とは言えない。記録作成について外部に委託をしていないのであれば、諮問庁の職員が議事要旨の作成を行っているのであることが明らかになるのであるから、その職員が何を根拠に議事要旨を作成しているのかは、諮問庁の責任において立証すべきものである。

また、2017年3月28日の第9回会議後の記者レクで、電力・ガス事業部長である特定職員及び事務局担当者が記者との質疑で以下のように述べている。

(以下、質疑内容及びURL省略)

説明によると、録音物はないものの発言者入りの議事録を作成することとしており、それを職員がとったメモによって作成するとしている。かなりの時間が会議後経過をしている段階で、職員のメモを基に発言者名入りの議事録を作成するとは非現実的であり、録音物が存在しなければ、発言者名を含む議事録の作成はできない。

以上のことから、諮問庁は何の十分な説明も行っておらず、録音物は存在すると言わざるを得ない。

イ 行政文書の特定の誤りについて

諮問庁は、「出席委員の名前が示された会議内容が記録された行政文書を本件対象文書として原処分を行ったものであり、本件対象文書の特定の誤りはなかったとの認識している」と主張する。諮問庁は、会議出席者が明らかであれば、議事内容として顕名性が確保されていると解釈しているようであるが、それは明らかに誤りである。

少なくとも、開示請求書を処分庁が受け付けた後に審査請求人に請求内容の確認の電話があり、顕名の意味するところの確認がされ、発言者名のわかるものを意味することを口頭で説明をしているところである。

もっとも、録音物に関する諮問庁の主張にあるとおり、「審査請求人が主張するような回答をした事実は認められなかった」とし、記録して双方が確認していないものについては確認ができないとするのが諮問庁に限らず昨今の行政機関における傾向である。そのためこの確認についても、処分庁と審査請求人の間で記録として共有していないことから、そのような事実は確認できないという主張がなされることは想像に難くない。

しかしながら、常識的に考えれば、議事内容の記録の開示請求に対して発言者名入りの議事録を求めているのは明らかであり、出席者名がわかれば足りるというものではあり得ない。常識的な判断を諮問庁に求めることがそもそも無理な要求なのであれば、甘んじてその説明は受け止めざるを得ないが、諮問庁の処分は審査請求人が開示請求した行政文書を誤って特定したものであり、当該請求に関する全部開示決定は取り消されるべきである。

ウ 顕名の議事内容のわかるものについて

諮問庁は「議事の記録の作成について」として、行政文書管理ガイドラインが求める議事録は未作成と主張している。前述の2017年3月28日の記者レクによると、その旨主張がされているところだが、一方で、今後、議事録を作成するとともに説明をしており、それは職員個人がメモで作成したものを基にするとしている。これを行政文書ではないと記者レクでは主張しているが、これは誤りである。

委員会は非公開で開催されており、その議事内容を書き留めたメモがあるなら、適正な管理が要求されるものである。また、議事要旨等を適切に作成するため録音物を作成することは当然であるが、仮に録音物を作成していないのであれば、議事録の作成に不足のない記録を作成することが、担当職員らに職務上要求されていることになる。そして、この記録を紛失等すると、議事要旨及び議事録の作成が困難になるため、それを防止するために組織的な管理をすることが要求されているというべきである。

また、議事録を今後作成すると前述の記者レクで諮問庁自ら主張をしているが、今後、作成すると主張する議事録は、すでに発言者名と発言内容の一致している何らかの記録を基に作成されることになる。この記録が諮問庁の称する「メモ」であったとしても、議事録

を作成すると表明している以上は、「メモ」作成者が急病等の差支えが生じた場合には、それを他の職員が記録を引き継いで作業を行うことにあるのであって、そのような利用がされるものと解すべきものである。（平成21年度（行情）答申第157号参照）

したがって、諮問庁の説明する「メモ」は行政文書に該当すること、このメモには少なくとも発言者名と発言内容が一致する内容が記録されていることから、開示請求の対象としてこれを特定し、決定を行うべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、平成28年10月6日、同月26日、同年11月17日、同月20日及び同年12月14日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、「委員会第1回ないし第7回会合の内容を録音したもの」並びに「委員会第1回ないし第3回、第5回及び第6回の顕名の会議内容を記録したもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は平成28年10月7日、同月27日、同年11月21日、同月22日及び同年12月16日付けでこれを受け付けた。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、平成28年11月2日付け20161007公開資第1号及び同20161027公開資第1号、同年12月21日付け20161121公開資第3号及び同20161122公開資第1号並びに平成29年1月11日付け20161216公開資第1号をもって、本件対象文書のうち、文書1ないし文書6については不存在のため不開示とし、文書7ないし文書9については全部開示とする決定を行った。
- (3) これに対して、本件開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条1号の規定に基づき、平成29年1月25日及び同年3月6日付けで、諮問庁に対して、原処分1及び原処分2について、その取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

2 審査請求に係る行政文書

本件審査請求に係る文書は、文書1ないし文書5及び文書7ないし文書9の8文書である。

3 原処分及びその理由

(1) 録音物

処分庁は、本件開示請求のうち、「委員会第1回ないし第7回会合の内容を録音したもの」については、該当する行政文書は、資源エネルギー庁では、作成も取得もしておらず保有していないため、法9条2項の

規定に基づき、これを不開示とする決定を行った（原処分1）。

(2) 顕名の会議内容を記録したもの

処分庁は、本件開示請求のうち、「委員会第1回ないし第3回の顕名の会議内容を記録したもの」については、以下の行政文書を対象文書として特定し、法9条1項の規定に基づき、全部開示とする決定を行った（原処分2）。

委員会（第1回）議事要旨

委員会（第2回）議事要旨

委員会（第3回）議事要旨

4 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件開示請求に対し、処分庁が行った原処分1及び原処分2について、開示請求者である審査請求人が、取消しを求めたものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された審査請求の理由は、以下のとおりである。

ア 公表されている委員会の議事要旨は、毎回、委員等の個別の発言をまとめたものと思われる作り方になっている。いずれも会議は2時間近くにわたり行われており、このような会議の内容について、要旨とはいえ記録を正確に作成するためには、録音物の作成をするのが通常の業務方法である。

議事要旨には発言者名の特定がされていないが、少なくとも、議事要旨とはいえ委員に内容確認等を行うのが常識的な業務であるため、議事要旨の内容について各委員から問い合わせがあった場合は、それに対応するためにも録音物が不可欠である。

審査請求人が処分庁に電話にて確認をしたところ、会議内容の記録作成を外部に委託し、委託先に録音物があるといったことから不存処分に至ったという事情もないとのことであったので、処分庁において録音物が作成・保有されているはずである。

また、会議の内容の録音物については、仮に職員一人が録音し、議事要旨作成段階でもそれを当該職員一人のみが利用していたとしても、行政文書に該当することは、過去の情報公開・個人情報保護審査会答申でも判断され、また、同案件で提起された訴訟においても同様に判決されている。

情報公開・個人情報保護審査会

平成21年度（行情）答申第157号

情報公開訴訟

東京地裁平成17年(行ウ)64号,同384号及び同383号並びに東京高裁平成19年(行コ)120号

したがって,録音物は通常の業務遂行のあり方からすれば存在していなければならない,当該録音物は行政文書である。

イ 処分庁は,審査請求人の「委員会第1回ないし第3回の顕名の会議内容を記録したもの」との開示請求に対し,ウェブサイト上で公表している議事要旨を特定して開示を実施した。しかしながら,議事要旨には発言者名の記録がなく,審査請求人の求める「顕名の会議内容を記録したもの」との要件を満たしていない。そのため,仮に発言者名のない議事要旨しかないのであれば,本件開示請求に対しては「不存在」の処分を行わなければならない,明らかに処分庁は決定を誤っている。

また,処分庁は発言者名のある会議内容を記録したものを特定していないことから,その決定の趣旨は発言者名のある記録を作成していないということであると推測されるが,行政文書管理ガイドラインは「審議会等や懇談会等については,法第1条の目的の達成に資するため,当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け,又は検証することができるよう,開催日時,開催場所,出席者,議題,発言者及び発言内容を記載した議事の記録を作成するものとする」

(下線は審査請求人による)としており,法令を遵守した行政運営を行っていれば,委員会の議事録として発言者および発言内容を記録したものが当然に作成されていなければならない。そのため,処分庁が発言者名入りの会議内容の記録を特定し開示等決定を行わなかったことは,明らかに不適法である。

5 審査請求人の主張についての検討

(1) 委員会における資源エネルギー庁の役割

ア 委員会は,経済産業省設置法(平成11年法律第99号)4条1項52号及び54号の規定を踏まえ,経済産業大臣が,東京電力改革の具体についての提言の取りまとめを依頼するため,資源エネルギー庁及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構を事務局として設置された。

イ 委員会の議事は,原則非公開としているが,委員会開催後の委員長及び事務局からの記者会見,議事要旨の公開,委員会で使用した資料の原則公開等を通じて委員会の内容をできる限り明らかにしている。

(2) 録音物について

ア 録音物の存在の有無

審査請求人の本件審査請求の理由は,公表されている委員会の議事

要旨について、録音物を基に作成するのが通常であるところ、資源エネルギー庁において、録音物が作成、取得、保有されているはずである、というものである。しかしながら、資源エネルギー庁において、委員会の第1回ないし第7回の録音物は作成も取得もしておらず保有していないものであり、資源エネルギー庁において議事要旨を録音物を基に作成した事実もない。

イ 行政文書該当性

審査請求人は、録音物が行政文書に該当する旨主張する。しかしながら、行政文書該当性は、事の性質上、録音物の存在を前提にする。録音物が存在しない本件においては、行政文書該当性を検討する前提を欠く。

ウ 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、本件審査請求に先立ち、資源エネルギー庁に電話にて確認をしたところ、会議内容の記録作成を外部に委託し、委託先に録音物があるといったことから不存在処分に至ったという事情もないとのことであったため、資源エネルギー庁において録音物が存在するはずである旨主張する。この点、資源エネルギー庁から審査請求人に対して、審査請求人が主張するような回答をした事実は認められなかった。

(3) 顕名の会議内容を記録したものについて

ア 「顕名の会議内容を記録したもの」の文書特定について

処分庁は、出席委員の名前が示された会議内容が記録された行政文書を本件対象文書と認識して原処分を行ったものであり、本件対象文書の特定に誤りはなかったものと認識している。

イ 「議事の記録」の作成について

審査請求人は、行政文書管理ガイドライン（平成23年4月1日、内閣総理大臣決定）により、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事録が作成されていなければならないと主張している。委員会の議事録については、委員会の事務局である資源エネルギー庁において、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）、行政文書管理ガイドライン及び資源エネルギー庁行政文書管理規則（平成23年4月1日付け平成23・03・31資庁第3号）の関係規定に則り作成するものであるが、本件開示請求時点においては、いずれの議事録も未作成であり、本件対象文書は不存在であった。

6 結論

以上のことから、処分庁において、本件請求文書である委員会第1回な

いし第7回会合の内容を録音したものについて不存在による不開示決定としたこと、本件請求文書のうち、第1回ないし第3回委員会の顕名の会議内容を記録したものとして各議事要旨を対象として特定し、全部開示決定とした原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月25日 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第157号及び同第158号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年6月5日 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第222号ないし同第224号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同月12日 審査請求人から意見書を收受（平成29年（行情）諮問第157号及び同第158号）
- ⑥ 同年7月13日 審査請求人から意見書を收受（平成29年（行情）諮問第222号ないし同第224号）
- ⑦ 平成30年2月23日 審議（平成29年（行情）諮問第157号、同第158号及び同第222号ないし同第224号）
- ⑧ 同年3月13日 平成29年（行情）諮問第157号、同第158号及び同第222号ないし同第224号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件対象文書のうち、文書1ないし文書5に係る原処分1及び文書7ないし文書9に係る原処分2のいずれについても取消しを求めており、諮問庁は、文書1ないし文書5を保有していないとして不開示とした原処分1及び文書7ないし文書9を特定し全部開示した原処分2のいずれも妥当としていることから、以下、本件対象文書のうち、文書1ないし文書5の保有の有無及び文書7ないし文書9の特定の妥当性について検討する。

2 文書1ないし文書5の保有の有無について

(1) 文書1ないし文書5の保有の有無について、当審査会事務局職員をし

て諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 委員会は、東京電力が福島復興と原子力発電所の事故収束への責任を果たしていく上で必要となる経営改革の具体策を検討するため、経済産業省設置法4条1項52号及び54号の規定に基づき、経済産業大臣により設置され、平成28年10月5日に第1回会合が開催された。同会合では、委員会の各会合は原則非公開で開催し、議事要旨については、各会合の終了後速やかに作成し、公開することが合意された。

イ 議事要旨は、委員会の事務局である資源エネルギー庁の担当部署の数名の職員が会合に同席し、発言者名や発言内容等をメモに記録した上で、会合終了後に当該メモに基づいて議事要旨の案を分担して作成し、発言内容に曖昧な点があった場合には、発言者にその意図を確認するなどした上で作成したものであり、録音物を基に作成していない。このように、資源エネルギー庁においては、本件対象文書を作成も取得もしておらず、保有していない。

ウ なお、委員会の第1回ないし第7回会合の各議事要旨は、経済産業省のウェブサイトにおいて公開している。

(2) 当審査会事務局職員をして確認させたところ、経済産業省のウェブサイトには委員会各会合の議事要旨及び席上配布資料が掲載されており、第1回会合での配付資料「本委員会の運営について(案)」には、上記(1)アの諮問庁の説明のとおり、委員会の各会合は原則非公開で開催し、議事要旨は、各会合終了後速やかに作成し、公開する旨の記載があることが認められる。

また、各議事要旨を確認したところ、発言者の各発言の要点を記載したものであると認められ、さらに、その作成については、複数名の職員が会合に同席し、発言者名や発言内容等をメモに記録した上で、当該メモに基づいて議事要旨の案を分担して作成し、曖昧な点については発言者に発言内容を確認するなどしていると説明していることを踏まえると、録音物が存在しなければこれを作成できないとまではいえないと認められることから、文書1ないし文書5を作成も取得もしていないとする諮問庁の上記(1)イの説明は不自然、不合理とはいえず、他に請求文書1ないし請求文書5に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、資源エネルギー庁において、本件対象文書のうち文書1ないし文書5を保有しているとは認められない。

3 文書7ないし文書9の特定の妥当性について

(1) 文書7ないし文書9の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書のうち、文書7ないし文書9については、平成28年11月17日及び同月20日付け本件行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」の欄に記載がある「顕名の会議内容を記録したもの」とは、会合出席者の氏名が明らかである開催記録を請求するものと解し、委員会第1回ないし第3回会合の出席者の氏名が記載されている各会合の議事要旨が請求文書6及び請求文書7に該当すると判断して、文書7ないし文書9の開示決定を行った。

イ 本件各開示請求時点において、委員会第1回ないし第7回会合の議事録は、資源エネルギー庁において未作成であり、保有していない。

ウ なお、文書6については、開示請求時点において議事録のみならず、議事要旨も作成していなかったため、不存在不開示としたものである。

(2) 審査請求人は、本件開示請求書に記載された「顕名の」との文言は、委員会会合における発言者氏名が明記された各発言内容の記録を請求する趣旨であると主張する。しかしながら、本件開示請求時点において、各会合における発言者及び発言内容を記載した議事録は未作成であったとする諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえないこと、その一方で、各議事要旨には、全ての発言に係る発言者の氏名は記載されていないものの、一部の発言については発言者の氏名が記載されていることを踏まえると、処分庁が、当該開示請求時点で保有していた委員会各会合の議事要旨を本件対象文書として特定したことは、違法とはいえない。

以上のことから、請求文書6及び請求文書7の開示請求に対し、文書7ないし文書9を特定し、全部開示した決定については、資源エネルギー庁において、文書7ないし文書9の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書のうち文書7ないし文書9を特定したことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、文書1ないし文書5を保有していないとして不開示とし、文書7ないし文書9を特定し、開示した各決定については、資源エネルギー庁において、文書1ないし文書5を保有しているとは認められないので、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であり、また、文書7ないし文書9の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、文書7ないし文書9を特定したことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

(本件請求文書)

- 請求文書1 東京電力改革・1F問題委員会第1回会合の内容を録音したものの
- 請求文書2 第2回東京電力改革・1F問題委員会(2016年10月25日開催)の内容を録音したもの
- 請求文書3 東京電力改革・1F問題委員会第3回会合の内容を録音したものの
- 請求文書4 東京電力改革・1F問題委員会第4回会合の内容を録音したものの
- 請求文書5 東京電力改革・1F問題委員会第5回ないし第7回の内容を録音したもの
- 請求文書6 東京電力改革・1F問題委員会第1回及び第2回の顕名の会議内容を記録したもの
- 請求文書7 東京電力改革・1F問題委員会第3回の顕名の会議内容を記録したもの
- 請求文書8 東京電力改革・1F問題委員会第5回及び第6回の顕名の会議内容を記録したもの